

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

規則	ページ
秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則(五九・医务薬事課).....	1
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(六〇・建築住宅課).....	1
人事委員会規則	
人事委員会規則一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則.....	2
公安委員会規則	
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(八・警務課).....	2
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則(九・生活環境課).....	3
車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則(一〇・交通指導課).....	3

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

秋田県規則第五十九号

秋田県知事 寺田典城

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則(昭和四十六年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「年一・五パーセント」を「年一・八パーセント」に改める。

### 附則

- この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。
- この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表(三)項中

六郷町(四)項に掲げる地域を除く地域

を削り、

仙

千

畑町	畑屋、安城寺、中野、小荒川、土崎、本堂城廻、羽貫谷地、金沢東根、千屋、浪花、黒沢
----	--

を美郷町(四)項に掲げる地域を

南村 全域

除く地域

に改め、同表(四)項中

六郷町 六郷東根

を削り、千畑町(三)項に掲げる地域を除く地域

を美郷町

六郷東根、国有林地

に改める。

附則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十月二十九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 毅

人事委員会規則一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員の範囲）の一部を改正する規則

規則一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一六郷町の項、千畑町の項及び仙南村の項を削る。

附則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第8号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月29日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第一大曲警察署六郷交番の項中

仙北郡六郷町六郷 仙北郡六郷町
字赤城46番地4

を 仙北郡美郷町六郷 仙北郡美郷町のうち

字赤城46番地4

六郷

に改める。

別表第二大曲警察署千畑警察官駐在所の項中「仙北郡千畑町土崎字上野245番地1」を「仙北郡美郷町土崎字上野245番地1」に、「仙北郡千畑町のうち」を「仙北郡美郷町のうち」に改め、同表大曲警察署千屋警察官駐在所の項中「仙北郡千畑町土崎字上野乙1番地304」を「仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地304」に、「仙北郡千畑町のうち」を「仙北郡美郷町のうち」に改め、同表大曲警察署煙屋警察官駐在所の項中「仙北郡千畑町煙屋字熊野4番地2」を「仙北郡美郷町煙屋字熊野4番地2」に、「仙北郡千畑町のうち」を「仙北郡美郷町のうち」に改め、同表大曲警察署東根警察官駐在所の項中「仙北郡六郷町六郷東根字東紀の国54番地1」を「仙北郡美郷町のうち」に改め、

同表大曲警察署仙南警察官駐在所の項中

仙北郡仙南村飯詰 仙北郡仙南村
字北中島48番地1

仙北郡美郷町飯詰 仙北郡美郷町のうち
字北中島48番地1 飯詰
金沢
金沢西根
上深井
境田
佐野
天神堂
野笈町
南町

を

に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

秋田県公安委員会規則第9号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月29日

秋田県公安委員長 藤 井 明

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年秋田県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の施行については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年秋田県条例第42号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

本則に次の1条を加える。

（指定医）

第6条 法第41条の2の公安委員会がそのあらかじめ指定する医師は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項に規定する精

神保健指定医とする。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

秋田県公安委員会規則第10号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月29日

秋田県公安委員長 藤 井 明

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年秋田県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「所有者等」を「使用者等」に改める。

第1項中「所有者等」を「使用者等」に改め、同項第5号中「財務省印刷局長が定める」を削る。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第1項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄